

Seagate事件判決の2年後¹



Roderick R. McKelvie²

Ashley Miller³

Arjun Sethi⁴



阿部 隆徳（訳）⁵

翻訳者による序文

本稿は、McKelvie氏らがSeagate事件判決後2年目の故意侵害に関する判決を精査した上で、Seagate事件判決後1年目と2年目の判例の傾向を比較・分析したものであり、「Seagate事件判決の1年後」（知財ぷりずむVol. 7 No.81（2009）p14）に続くものである。McKelvie氏らは、2年目においても1年目と同様、故意に関して被告はディスカバリーに直面する相当な蓋然性がある

1 〔翻訳者注〕2009年9月14日、McKelvie氏が、シカゴで開催されたIntellectual Property Owner's Associationの定時総会において行った講演用ペーパー。原題は、Seagate Plus Two。

2 〔翻訳者注〕元デラウェア連邦地裁判事・Covington & Burling LLPのパートナー弁護士。デラウェアは特許事件の裁判管轄区として有名であるが、McKelvie氏は、デラウェア連邦地裁において1992年から2002年まで判事を勤め、10年間で、200以上の特許侵害訴訟、30以上の特許事件のトライアルを担当された高名な方である。同氏は、裁判官在職中、複雑な事件を陪審員にわかりやすく説明するためのモデル陪審説示の改良に尽力され、現在もCAFCのモデル陪審説示検討委員会の委員を務めている。主な論文に、Roderick R. McKelvie and Ashley Miller, “Seagate Plus One”, 翻訳は、阿部隆徳訳「Seagate事件判決の1年後」知財ぷりずむVol. 7 No. 81（2009）p14; Roderick R. McKelvie, “Forum Selection in Patent Litigation: A Traffic Report” 19 No. 8 Intell. Prop. & Tech L.J.1（2007）, 翻訳は、阿部隆徳訳「特許訴訟における法廷地の選択—トラフィック・レポート—」知財管理Vol.59 No. 7（2009）p879; Roderick R. McKelvie et al., “Nine Unanswered Questions After In re Seagate Technology LLC” 20 No. 4 Intell. Prop. & Tech L.J.14（2008）; Roderick R. McKelvie “Communicating with Judges in IP Cases” などがある。

3 Covington & Burling LLPのアソシエート弁護士

4 Covington & Burling LLPのアソシエート弁護士

5 阿部隆徳国際法律特許事務所、弁護士・弁理士・ニューヨーク州弁護士・大阪大学大学院医学系研究科特任教授

るが、2年目においては1年目と比べて、トライアルまで進む故意侵害の主張の数は減少しているものの、いったんトライアルまで進んだ場合には、陪審員は故意侵害を認定する傾向にあり、事実審裁判官は陪審員の評決を維持する傾向にあると分析された。Seagate事件判決は、日本企業の特許実務にとって極めて重要な意義を有するため、McKelvie氏らによる最新の分析は有用であると確信する。そこで、著者の特別の許可を得て紹介するものである。なお、本稿には「Seagate事件判決の1年後」と重複する部分があるが、編集作業を行うと原文の文意を損ねる可能性があるため、編集作業は一切行わず、あえて原文のままとしている。また、本文中（表1・2は除く）の〔 〕書きは翻訳者による補足であり、注記には翻訳者によるものも含めて記載している。

本 文

2007年8月、連邦巡回控訴裁判所（以下、「CAFC」）は、In re Seagate Tech.事件判決を下した⁶（以下、「Seagate事件判決」）。CAFCは、Underwater Devices, Inc. v. Morrison-Knudson Co. Inc.事件判決⁷とその「相当の注意を尽くすべき積極的義務」を破棄し、代わりに特許の故意侵害責任を決定するための注意の標準として、「無謀（recklessness）」を採用した。

本判決は、連邦取引委員会の報告書「イノベーションを促進するために：競争と特許法との適切なバランス」が、故意侵害の基準を、現実の書面による侵害通知または故意のコピー行為を要求するものへと変更する立法を行うべきと勧告していることに従ったものである。本判決はまた、ナショナルアカデミーズの報告書「21世紀における特許システム」にも従っている。この報告書は、連邦取引委員会の勧告に同意した上で、さらに、「相当の注意を尽くすべき積極的義務」は廃止されるべきであり、被告の責任が確立されるまでは故意について論じられることがないよう特許事件の論点は分けられるべき⁸であるとも勧告している。

6 In re Seagate Tech., 497 F.3d 1360 (Fed. Cir. 2007)

7 Underwater Devices, Inc. v. Morrison-Knudson Co. Inc., 717 F.2d 1380 (Fed. Cir. 1983)

8 [翻訳者注] Bifurcationといい、典型的には、侵害論/無効論と損害論を、トライアルの審理において分けることを言う。日本の特許侵害訴訟でも、侵害論/無効論と損害論の審理を分ける運用がなされている。台湾の特許侵害訴訟においては、無効論・侵害論・損害論の3段階に審理が分けられている（台湾の知的財産権裁判所のホームページ（http://210.69.124.203/ipr_internet/index.php?option=com_content&task=view&id=26&Itemid=373）、特許庁委託 鐘文岳・阿部隆徳・田村啓「台湾模倣対策マニュアル別冊～特許訴訟を主題とした知的財産案件の民事訴訟プロセス～」p56-p57（2009）財団法人交流協会）。米国特許侵害訴訟においては、通常は、被告がBifurcationを求める。なぜなら、非侵害又は無効であれば、損害論について審理をしなくてすむので、審理期間の短縮化・費用節減に資するからである。また、より重要なことは、侵害論/無効論と損害論とを同時に審理すると、例えば巨額な損害賠償額の請求がされているような場合には、陪審員は損害賠償額の大きさから侵害があったかのような印象を抱く可能性があるため、被告としては、陪審員に損害賠償額を知らせずに侵害論を進めたいという思惑があるからである。これに対して、原告は通常、Bifurcationに反対する。これは、原告としては、戦術的に、仮に侵害があった場合の損害賠償額について論じること、陪審員に、原告が（巨額な）損害を被っていることを知らしめ、侵害があったとの印象を植え付けたいからである。本文の文脈におけるBifurcationは、侵害論/無効論と損害論を分けることではなく、侵害論/無効論と故意侵害論をトライアルの審理において分けることを意味する。これにより、侵害・有効が認定されるまでは故意侵害について陪審員の前で審理することはないので、被疑侵害者である被告としては、侵害論についての審理中に、原告が陪審員に故意侵害の印象を与えることを避けることができる。

これらの報告書の著者らは、このような提案をすることにより、故意侵害に関する法律⁹が多くの問題を有することを述べようとしていた。例えば、企業が特許の調査・検討を行うと、特許と侵害のリスクについて気がついていたことの証拠として後で使われうるので、企業は特許調査・検討を行う気を失くしていた。また、故意に関する法律は、「積極的義務」があるがために、非難されるべき行為を抑止する機能を失っていた。更に、侵害を主張されるリスクに曝されている企業は、弁護士から、どのように進めるべきかに関する助言ではなく、責任を免れるための意見書を得ようとするようになったため、故意に関する法律は、弁護士－依頼者関係に干渉するものであった¹⁰。そして、被告が故意侵害の主張に対して、弁護士の助言に誠実に依拠したと応答した場合、秘匿特権（privilege）の放棄の範囲に関して、無駄で有害な紛争が生じる¹¹など、特許訴訟に非効率が生み出された。

Seagate事件判決によって、連邦取引委員会とナショナルアカデミーズが特定した上記の問題は解決されうが、これは、裁判所がSeagate事件判決の考え方にどのように従うかにもよる。本判決についてある程度の経験が積まれた後であれば、以下のことが起きるであろうと、かなりの自信をもって予測することができる。すなわち、Seagate事件判決が非難されるべき行為を罰する基準をリセットしたため、典型的な被告は弁護士の助言に誠実に依拠したとの防御を主張する必要はなくなる。そうすると、我々の依頼者は、（最終的にはトライアルにおける証拠物（exhibit）となることを弁護士も依頼者も分かっている意見書¹²を弁護士に求めることなく）特許を読み、弁護士に助言を求めて相談する業務に戻れるようになる。

昨年、私たちは、Seagate事件判決後の1年間において、地方裁判所がSeagate事件判決の考え

9 [翻訳者注] Seagate事件判決以前のUnderwater Devices, Inc. v. Morrison-Knudson Co. Inc.事件判決が打ち立てた「相当の注意を尽くすべき積極的義務」との基準を指す。

10 [翻訳者注] 従来のプラクティスに従うと、故意侵害の認定を避けるために弁護士の意見書を入手し、秘匿特権を放棄して相手に開示する必要があったが、これでは、弁護士と依頼者との間の交信を秘密にするという原則が守られず、弁護士は、依頼者に対して、訴訟において相手に開示されることを見越した助言を行わざるを得なかった。これでは、弁護士と依頼者の関係は、依頼者は弁護士にどのようにすべきかに関する助言を求めるというよりも、証拠として提出される予定の文書を準備するという性質のものになっていたということを指摘している。

11 [翻訳者注] 米国訴訟のディスカバリーにおいては、当該訴訟に関連する情報は原則として全て提出しなければならないが、弁護士と依頼者との間の交信に関しては、弁護士－依頼者秘匿特権（Attorney Client Privilege）によって保護され、この秘匿特権を放棄しない限り、開示しなくてよい。これは、依頼者は弁護士に法律相談を行うに当たり、弁護士に伝えたことが将来相手に開示されないということが担保されて初めて弁護士に真実を告げることができるのであり、そうであって初めて弁護士も適切な助言を行うことができることから、定められたものである。故意侵害の認定を避けるための弁護士の意見書も、弁護士と依頼者との間の交信なので秘匿特権によって保護され、開示する必要はないが、被疑侵害者側が故意侵害の認定を避けるために、あえて秘匿特権を放棄して、弁護士の意見書を開示することが、よく行われていた。この場合、この秘匿特権の放棄の範囲がどこまで及ぶかに関して争いが生じる。例えば、非侵害鑑定書を開示した場合に無効鑑定書についても放棄したとみなされるのか、弁護士のワークプロダクトにも放棄の効果が及び、鑑定書のドラフトも開示しなければならないのか、意見書を執筆した弁護士ではなく、訴訟担当弁護士との交信にまで秘匿特権の放棄が及び、開示しなければならないか、などが争われる。

12 [翻訳者注] 従来のプラクティスに従うと、故意侵害の認定を避けるための弁護士の意見書は、訴訟のある段階において、故意侵害を否定するための証拠として提出し、相手に開示することを見越して取得される。この弁護士の意見書は、トライアルにおいては、証拠物（exhibit）となることから、このような言い方がされている。

方にどのように従ったかを示す公表判例40件を見つけたことを報告する論文を準備した。これらの判決を整理した表を添付する。我々が見つけたのは、以下の点である。21件の判決中15件において、トライアル裁判官は、被告によるトライアル前の故意侵害なしとのサマリージャッジメント申立て¹³や、故意侵害に関するディスカバリー停止の申立て¹⁴を棄却した。陪審員抜きのトライアルの後に下された5件の判決中5件ともにおいて、裁判官は故意侵害なしと認定した。そして、陪審トライアル後に行われたトライアル後の申立てに関する11件の判決中7件において、裁判官は、故意侵害の認定の取消申立て¹⁵を認めるか、損害賠償額を増額しなかった¹⁶と報告されている。

これらの判決は、Seagate事件判決後の1年間において、被告は故意侵害に関するトライアル前のディスカバリーを避けることができない蓋然性が高い(70%)ことを示している。私たちは、このことは、Seagate事件判決が機能していないことを意味すると報告した。侵害の主張の可能性について依頼者に助言する弁護士は、以下のことを言うことはできなかった。1) 訴えられた場合、故意侵害の主張は訴訟の初期段階で排斥される高い蓋然性がある。2) 依頼者が、故意侵害ありと認定されるリスクにさらされない高い蓋然性がある。3) 依頼者が、弁護士の助言に誠実に依拠した旨の主張を行うか否かに関するジレンマを避けることができる高い蓋然性がある。

私たちは、この問題は、Seagate事件判決の意義が「裁判」制度によって洗練されるに従い、

13 [翻訳者注] サマリージャッジメントとは、重要な事実について真正な争点がなく、法律問題について裁判官が判断を下すだけで判決できる場合に、陪審員によるトライアルを経ることなく裁判官が下す判決を言う(浅香吉幹「アメリカ民事手続法[第2版]」p141(2008)弘文堂)。ここにおいては、被告の行為が「無謀(recklessness)」であったか否かに関し、重要な事実について真正な争点がなく、故意侵害についてトライアルで審理することは不要であるとして、サマリージャッジメントの申立てが行われたケースを指す。故意侵害なしのサマリージャッジメントが認められた場合には、トライアルでは、(無効論・損害論以外には)侵害論だけが争点となり、仮に侵害が認定されたとしても、故意侵害は認められないことになる。

14 [翻訳者注] ディスカバリーにおいて、侵害の有無を判断するための証拠資料と故意侵害の有無を判断するための証拠資料を同時に提出するのではなく、トライアルにおいて侵害が認定された後に初めて、故意侵害の有無を判断するための証拠資料の提出を行うようにするために、故意侵害の有無を判断するための証拠資料の提出の停止を求める申立てを指す。ほとんどの裁判官は、トライアルにおいて侵害が認定されたら、直ちに故意侵害に関する証拠を陪審員に提示できるようにするために、故意侵害に関するディスカバリー停止の申立てを認めない。しかし、少数ではあるが、故意侵害に関するディスカバリー停止の申立てを認め、トライアルにおいて侵害が認定されたらその後早急に故意侵害に関するディスカバリーを完了させるという裁判官もいる。その場合、故意侵害の審理のために、元の陪審員を呼び戻すか、新たな陪審員を選定することになるが、後者の場合、新たな陪審員は侵害論についての審理を行っていないので、判断が困難になるという問題がある。

15 [翻訳者注] トライアル開始後であっても、合理的な陪審員であったならば提出された証拠に基づいて一方当事者に有利な判断を下すことはありえないといえるほど一方的な事件であるならば、陪審員に評議をさせる前であっても、また陪審員が評決を出した後であっても、裁判官は「法律問題としての判決(Judgment as a Matter of Law(略して、JMOL))と言う。」を下すことができる(浅香吉幹「アメリカ民事手続法[第2版]」p141(2008)弘文堂)。ここにおいては、トライアルにおいて陪審員が故意侵害を認定した後、裁判官が故意侵害の認定を取り消すことを求める申立てを言う。

16 [翻訳者注] アメリカ特許法第284条においては、「裁判所は認定した損害賠償額を3倍まで増額できる」と定められており(いわゆる「3倍賠償」)、故意侵害の場合が典型例である。但し、損害賠償額を増額するか否かは裁判所の裁量であり、故意侵害が認定されても、損害賠償額を増額しないこともできる。

時間が解決しうると述べた。これとは別に、CAFCが、故意の主張は早期のサマリージャッジメント申立てにより審理されるべきと判示し、予測可能性を付与する判決を下すことによって解決される必要もあるだろう。また、被告の責任が確立された後でないと故意を主張することができないとして、侵害と故意侵害の論点を分ける法改正によって解決される必要もあるだろう。これらの1年目の判決は、故意は、陪審員ではなく裁判官が判断する論点であるとすることによって解決されうることが示唆されている¹⁷。

今日では、Seagate事件判決の2年後となった。すなわち、私たちは、Seagate事件判決のもと、2年の経験を有するということである。昨年、Seagate事件判決を引用し、同判決に従った36件の公表判例を整理した表を添付する。この表から、以下のことがわかる。

1. 被告が、故意に関するトライアル前のディスカバリーを避けることができない蓋然性は、70%からほぼ90%にまで高まった。
2. 故意について論じた意見書のうちトライアルまで進んだものの総数は、16から10まで下がった。
3. 事実審裁判官（trial judge）が、故意侵害の認定の取消申立てを認めるか、損害賠償額を増額しない蓋然性は、62%（11件中7件）から57%（7件中4件）に下がった。

これらの統計は、故意が訴答された場合、被告がディスカバリー（と、秘匿特権を放棄するか否かの問題）に直面する相当な蓋然性がまだあること、トライアルまで進む故意侵害の主張はより少なくなっていること、しかし、トライアルまで進んだ場合には、事実審裁判官は、陪審員の故意の認定を変更せず、損害賠償額を増額する傾向にあることを示している。トライアルまで進んだケースにおいて、被告が弁護士の意見書に依拠したかに関する証拠は、明確なものではない¹⁸。これらの数字の1つの読み方としては、Seagate事件判決の基準の下[でも]、被告の行為が故意である中核グループをなすケースがあるというものである¹⁹。

我々は、現在どこにいるのだろうか？これらの判決は、以下のことを示している。1）原告が故意侵害を主張した場合、第1審裁判所は、被告に対する故意侵害に関連する論点についてのディスカバリーを制限したり、封じるよう干渉することはしない。2）トライアルまで進む故意侵害の主張の数は、減少している。3）原告が故意侵害の論点をトライアルにおける陪審員にまで進めたケースにおいては、陪審員によって故意侵害が認定され、事実審裁判官は、一般的に

17 [翻訳者注] 著者のMcKelvie氏に確認したところ、下記の表1「Seagate事件判決後1年目」から、4つの類型において、裁判官が故意侵害について積極的に判断していることが読み取れるとご教示頂いた。(1)陪審を用いない裁判官のみによるトライアルにおいて、裁判官が故意侵害なしとの判断をした場合（表1の1, 6, 16, 24, 27）、(2)陪審によるトライアルまたは陪審を用いない裁判官のみによるトライアルの前に、裁判官がサマリージャッジメントを認容し、故意侵害なしと判断した場合または訴状から故意を削除する申立てを認容した場合（表1の9, 17, 18, 20, 37）、(3)裁判官が、陪審員の故意侵害ありとの認定を覆した場合（表1の4, 11）、(4)裁判官が、陪審員の故意侵害ありとの認定を維持しつつ、損害賠償額の増額を認めなかった場合（表1の5, 15, 28, 39）。

18 トライアルまで進んだ公表判例10件を検討したところ、少なくとも1件において、被告が弁護士の助言に依拠したことがわかった。Nat'l OilWell Varco, L.P. v. Pason Systems USA Corp., 2009 U.S. Dist. LEXIS (D. Col. 2009)（陪審員による故意侵害の認定の後、被告による法律問題としての判決申立て（JMOL）棄却。しかし、損害賠償額の増額を否定。）しかし、弁護士の助言は、判決文に積極的に記載されていないだけで、他の事件においても依拠されている可能性はある。

19 [翻訳者注] 著者のMcKelvie氏に確認したところ、Seagate事件判決がより高い基準を設定することによって故意侵害の立証をより困難にしたにもかかわらず、毎年、被告の行為が故意であると認定されるケースがあることを意味するとご教示頂いた。

は、故意侵害の認定に干渉し、取り消すことはしない傾向にある。

我々は、更なる改革を考慮すべきであろうか？考慮すべきである。これらの統計から、以下の2つの改革が意味のあるものであることが示唆される。1) 故意侵害を訴答する時間を、被告の責任が確立された後まで延ばす、または、2) 故意侵害の論点を、陪審員から取り去る。

表1 Seagate事件判決後1年目

	日付	事件	裁判所	故意侵害に関する判断
1	8/31/07	Cohesive Technologies, Inc. v. Waters Corp.	D. Mass. 526 F.Supp.2d 84	陪審を用いない裁判官のみによるトライアル—故意侵害なし
2	9/25/07	Computer Associates Int'l, Inc. v. Simple.com, Inc.	E.D.N.Y. 247 F.R.D. 63	デイスカバリー停止の申立て棄却
3	10/24/07	VNUS Medical Technologies, Inc. v. Diomed Holdings, Inc.	N.D.Cal 527 F.Supp.2d 1072	トライアル前—サマリージャッジメント棄却
4	10/29/07	TGIP, Inc. v. AT&T Corp.	E.D. Tex. 527 F.Supp.2d 561	陪審員による故意侵害の認定の後、故意侵害に関する明白かつ確信を抱くに足る証拠がないとして、法律問題としての判決申立て（JMOL）認容
5	10/29/07	Informatica Corp. v. Business Objects Data Integration, Inc.	N.D.Cal. 527 F.Supp.2d 1076	陪審員による故意侵害の認定の後、法律問題としての判決申立て（JMOL）棄却。しかし、損害賠償額の増額なし
6	11/14/07	Rhino Assoc., L.P. v. Berg Mfg. and Sales Corp.	M.D.Pa. 531 F.Supp.2d 652	陪審を用いない裁判官のみによるトライアル—故意侵害なし
7	11/15/07	Franklin Electric Co. v. Dover Corp.	W.D. Wis. 2007 WL 5067678	トライアル前—サマリージャッジメント認容・故意侵害なし
8	11/26/07	Convolve, Inc. v. Compaq Computer Corp.	S.D.N.Y. 2007 WL 4205868	強制の申立て認容
9	12/4/07	Abbot Laboratories v. Sandoz, Inc.	N.D. Ill. 532 F.Supp.2d 996	トライアル前—サマリージャッジメント認容・故意侵害なし
10	12/12/07	Depomed, Inc. v. Ivax Corp.	N.D. Cal. 532 F.Supp.2d 1170	トライアル前—サマリージャッジメント棄却
11	1/3/08	Trading Technologies Int'l, Inc. v. eSpeed, Inc.	N.D. Ill. 2008 WL 63233	陪審員による故意侵害の認定の後、法律問題としての判決申立て（JMOL）を認容し、故意侵害なし
12	1/7/08	Energy Transp. Group, Inc. v. William Demant Holding AS	D.Del 2008 WL 114861	デイスカバリー停止の申立て棄却
13	1/17/08	Se-Kure Controls, Inc. v. Diam USA, Inc.	N.D. Ill. 2008 WL 169029	開示強制の申立て認容
14	1/22/08	Convolve, Inc. v. Compaq Computer Corp.	S.D.N.Y. 2008 WL 190588	強制申立て認容

15	1/28/08	Baden Sports, Inc. v. Molten	W.D. Wash. 541 F.Supp.2d 1151	陪審員による故意侵害の認定の後、争訟性を喪失したとして法律問題としての判決申立て（JMOL）を棄却。しかし、損害賠償額の増額なし
16	2/1/08	ResQNet.com, Inc. v. Lansa, Inc.	S.D.N.Y. 533 F.Supp.2d 397	陪審を用いない裁判官のみによるトライアル—故意侵害なし
17	2/19/08	Pivonka v. Central Garden & Pet Co.	D. Colo. 2008 WL 486049	トライアル前—サマリージャッジメント認容・故意侵害なし
18	2/20/08	Veritas Operating Corp. v. Microsoft Corp.	W.D. Wash. 526 F.Supp.2d 1141	トライアル前—サマリージャッジメント認容・故意侵害なし
19	3/4/08	V. Mane Fils S.A. v. International Flavors and Fragrances, Inc.	D. NJ 249 F.R.D. 152	開示強制の申立て認容
20	3/10/08	F5 Networks, Inc. v. A10 Networks, Inc.	W.D. Wash. 2008 WL 687114	訴状から故意を削除する申立て認容
21	3/18/08	QSPX Developments 5 Pty Ltd. v. Nortel Networks, Inc.	E.D. Tex. 2008 WL 728201	陪審員による故意侵害の認定の後、法律問題としての判決申立て（JMOL）を棄却
22	3/27/08	Reedhycalog UK, Ltd. v. Baker Hughes Oilfield Operations, Inc.	E.D. Tex. 251 F.R.D. 238	強制申立て認容
23	3/27/08	Ball Aerosol v. Limited Brands, Inc.	N.D. Ill. 553 F. Supp.2d. 939	トライアル前—サマリージャッジメント棄却
24	4/3/08	Kleen-Tex Industries, Inc. v. Mountville Mills, Inc.	N.D.Ga. 2008 WL 2486363	陪審を用いない裁判官のみによるトライアル—故意侵害なし
25	4/3/08	Eaton Corp v. ZF Meritor LLC	E.D. Mich. 2008 WL 920128	トライアル前—サマリージャッジメント棄却
26	4/8/08	Nichia Corp. v. Seoul Semiconductor	N.D. Cal. 2008 WL 974027	陪審員による故意侵害の認定の後、法律問題としての判決申立て（JMOL）を棄却
27	4/22/08	Eastman Kodak Co. v. Agfa-Gevaert N.V.	W.D.N.Y. 560 F.Supp.2d 227	陪審を用いない裁判官のみによるトライアル—故意侵害なし
28	5/5/08	Fischer Price, Inc. v. Safety 1st, Inc.	D. Del 2008 WL 1976624	陪審員による故意侵害の認定の後、法律問題としての判決申立て（JMOL）を棄却。しかし、損害賠償額の増額なし
29	6/11/08	Intervet, Inc. v. Merial Ltd.	D.D.C. 2008 WL 2411276	強制申立て認容

30	6/24/08	Church & Dwight Co, Inc. v. Abbott Laboratories	D.N.J. 2008 WL 2566193	陪審員による故意侵害の認定の後、再審理申立てを棄却
31	6/24/08	Church & Dwight Co, Inc. v. Abbott Laboratories	D.N.J. 2008 WL 2565349	陪審員による故意侵害の認定の後、法律問題としての判決申立て（JMOL）を棄却
32	6/24/08	Church & Dwight Co, Inc. v. Abbott Laboratories	D.N.J. 2008 WL 2565550	陪審員による故意侵害の認定の後、損害賠償額増額の申立てを認容
33	7/29/08	Bard Peripheral Vascular, Inc. v. W.L. Gore & Associates, Inc.	D. Ariz. 2008 WL 2958968	陪審員による故意侵害の認定の後、法律問題としての判決申立て（JMOL）を棄却
34	8/8/08	Plant 21 LLC v. Cascade Greenhouse	W.D. Wash. 2008 WL 3540602	訴状から故意を削除する申立てを認容
35	8/14/08	Kellogg v. Nike, Inc.	D. Neb. 2008 WL 3875299	トライアル前—サマリージャッジメント棄却
36	8/24/08	Lexicon Medical, LLC v. Northgate Technologies, Inc.	Fed. Cir. 2008 WL 4097481	在庫処分がトライアル後の故意侵害には当たらないとの認定を維持
37	8/26/08	Northbrook Digital Corp. v. Browster, Inc.	D. Minn. 2008 WL 4104695	トライアル前—サマリージャッジメント認容・故意侵害なし
38	10/9/08	GSI Group, Inc. v. Sukup Mfg. Co.	C.D. Ill 2008 WL 4545347	トライアル前—サマリージャッジメント棄却
39	11/1/08	SEB v. Montgomery Ward & Co.	S.D.N.Y. 2008 WL 4540416	陪審員による故意侵害の認定の後、法律問題としての判決申立て（JMOL）を棄却。しかし、損害賠償額の増額なし
40	11/12/08	Honeywell Int'l Inc. v. Universal Avionics Systems Corp.	D DE C.A. No. 02-359	トライアル後の故意侵害なしとのサマリージャッジメント

表2 Seagate事件判決後2年目

	日付	事件	裁判所	故意侵害に関する判断
1	10/17/08	Minks v. Polaris Indus.	Fed. Cir. 546 F.3d 1364	Seagate事件判決に基づく新たな陪審説示を求めるトライアル後の申立ての棄却を維持
2	11/13/08	Loops, LLC v. Amercare Prods.	W.D. Wash. 2008 U.S. Dist. LEXIS 96286	被告による原告の故意侵害の主張却下の申立てを棄却
3	11/13/08	Rambus, Inc. v. NVIDIA Corp.	N.D. Cal. 2008 U.S. Dist. LEXIS 95168	被告による原告の故意侵害の主張却下の申立てを棄却
4	11/26/08	Polyform v. Airlite Plastics Co.	D. Neb. 2008 U.S. Dist. LEXIS 96651	被告による故意侵害なしとのサマリージャッジメント申立てを棄却
5	11/26/08	Aspex Eyewear, Inc. v. Clariti Eyewear, Inc.	S.D.N.Y. 2008 U.S. Dist. LEXIS 99433	被告によるサマリージャッジメント申立てを認容
6	12/ 1 /08	Fuji Photo Film Co. v. Benun	D.N.J. 2008 U.S. Dist. LEXIS 97524	破産裁判所による故意侵害の認定に対する上訴を棄却
7	12/ 4 /08	ACCO Brands, Inc. v. Pc Guardian Anti-Theft Prods.	N.D. Cal. 592 F. Supp. 2d 1208	被告による故意侵害に関するサマリージャッジメント申立てを棄却
8	12/ 5 /08	Otsuka Pharm. Co. v. Barr Labs., Inc.	D.N.J. 2008 U.S. Dist. LEXIS 99214	故意侵害の主張追加の修正申立てを棄却〔簡略新薬承認申請 (ANDA)〕
9	12/17/08	Allan Block Corp. v. County Materials Corp.	D. Minn. 2008 U.S. Dist. LEXIS 102124	陪審を用いない裁判官のみによるトライアル (bench trial) の後、非侵害を認定
10	1 / 5 /09	Funai Elec. Co. v Daewoo Elecs. Corp.	N.D. Cal. 593 F. Supp. 2d 1088	陪審員による故意侵害の認定の後、法律問題としての判決申立て (JMOL) 棄却。しかし、増額賠償の認定を否定。
11	1 / 6 /09	Telecordia Tech., Inc. v. Cisco Sys., Inc.	D. Del. 592 F. Supp. 2d 727	陪審員による故意侵害の認定の後、(Seagate事件判決がトライアルの後に下されたためになされた) 被告による故意に関する再審理申立てを棄却

12	1 /12/09	Celgene Corp. v. Teva Pharms. USA, Inc.	D.N.J. 2009 U.S. Dist. LEXIS 1732	原告の故意侵害の主張に対する被告の訴答に基づく判決の申立てを認容 [簡略新薬承認申請 (ANDA)]
13	1 /13/09	U.S. Philips Corp. v. Iwasaki Elec. Co.	S.D.N.Y., 607 F. Supp. 2d 470	陪審員による侵害の認定の後、原告による故意侵害認定の申立てを棄却
14	1 /14/09	Wordtech Sys. v. Integrated Network Solutions, Inc.	E.D. Cal. 2009 U.S. Dist. LEXIS 2806	陪審員による故意侵害の認定の後、原告による増額賠償の申立てを認容
15	1 /18/09	Jardin v. Datallegro, Inc.	S.D. Cal. 2009 U.S. Dist. LEXIS 3339	被告による故意侵害なしとのサマリージャッジメント申立てを棄却
16	2 / 4 /09	Arlington Indus. v. Bridgeport Fittings, Inc.	M.D. Pa. 610 F. Supp. 2d 370	宣言的判決 (DJ) を求める原告による故意侵害なしとのサマリージャッジメント申立てを棄却
17	2 / 5 /09	Veto Pro Pac, LLC v. Custom Leathercraft Mfg. Co.	D. Conn. 2009 U.S. Dist. LEXIS 8601	被告による原告の故意侵害の主張却下の申立てを棄却
18	2 /19/09	Hypertherm, Inc. v. Am. Torch Co.	D.N.H. 2009 U.S. Dist. LEXIS 17821	被告による以前の判決が故意侵害を認定した旨の証拠排除の申立てを認容
19	2 /23/09	Novartis Pharms. Corp. v. Teva Pharms. USA, Inc.	D.N.J. 2009 U.S. Dist. LEXIS 14632	被告による故意侵害の主張却下の申立てを棄却 [簡略新薬承認申請 (ANDA)]
20	2 /26/09	Joyal Prods v. Johnson Elec. North Am., Inc.	D.N.J. 2009 U.S. Dist. LEXIS 15531	(被告が故意侵害に合意し、陪審員が損害賠償を認定した後) 原告による増額賠償の申立てを認容
21	3 / 4 /09	Duhn Oil Tool, Inc. v. Cooper Cameron Corp.	E.D. Cal. 609 F. Supp. 2d 1090	原告による故意侵害主張のための修正申立てを認容
22	3 / 4 /09	Intervet, Inc. v. Merial Ltd.	D.D.C. 2009 U.S. Dist. LEXIS 16858	原告による故意侵害の主張に関連する事実のディスカバリー強制申立てを認容 (そして、被告による弁護士の助言の防御を主張するか否かを決定する時間延長の申立てを棄却)

23	3/16/09	Uniloc USA, Inc. v. Microsoft Corp.	D.R.I. 2009 U.S. Dist. LEXIS 24136	故意侵害に関するサマリージャッジメント申立てを棄却し、故意侵害の論点を陪審員に進めることを許容
24	3/24/09	Inv. Tech. Group, Inc. v. Liquidnet Holdings, Inc.	S.D.N.Y. 2009 U.S. Dist. LEXIS 23278	サマリージャッジメント申立てが解決するまで弁護士の助言の防御に関するディスカバリーを延期すべく強制申立てを棄却
25	3/25/09	Krippelz v. Ford Motor Co.	N.D. Ill. 2009 U.S. Dist. LEXIS 23544	陪審員を用いないトライアルの後、裁判官は故意侵害を認定
26	3/30/09	Kowalski v. Mommy Gina Tuna Res.	D. Haw. 2009 U.S. Dist. LEXIS 26189	陪審員による故意侵害の認定の後、被告による法律問題としての判決申立て（JMOL）棄却。
27	4/17/09	Mass Engineered Design, Inc. v. Ergotron, Inc.	E.D. Tex. 2009 U.S. Dist. LEXIS 34173	陪審員による故意侵害の認定の後、法律問題としての判決申立て（JMOL）棄却。しかし、増額賠償を否定。
28	4/28/09	Novartis Pharms. Corp. v. Roxane Labs., Inc	D.N.J. 2009 U.S. Dist. LEXIS 35880	故意侵害の主張却下のトライアル前申立てを棄却〔簡略新薬承認申請（ANDA）〕
29	4/30/09	Trueposition Inc. v. Andrew Corp.	D. Del. 611 F. Supp. 2d 400	陪審員による故意侵害の認定の後、原告による増額賠償の申立てを認容。
30	4/30/09	Nat'l OilWell Varco, L.P. v. Pason Sys. USA Corp.	D. Colo. 2009 U.S. Dist. LEXIS 41062	陪審員による故意侵害の認定の後、被告による法律問題としての判決申立て（JMOL）棄却。増額賠償を否定。
31	5/12/09	P&G v. McNeil-PPC, Inc.	W.D. Wis. 2009 U.S. Dist. LEXIS 40927	被告が弁護士の意見書に依拠したか否かを明らかにしなかったことを理由に、被告の故意に関するサマリージャッジメント申立てを連邦民訴規則56(f)に基づき棄却するよう求める原告の申立てを棄却し、被告による故意侵害なしとのサマリージャッジメント申立てを認容。

32	6 / 1 /09	Depuy Spine, Inc. v. Medtronic Sofamor Danek, Inc.	Fed. Cir. 567 F.3d 1314	陪審員による故意侵害の認定の後、被告が非侵害の実質的証拠を提出したことを理由に法律問題としての判決申立て (JMOL) を認容した地方裁判所の決定を、CAFCは維持。
33	6 /10/09	St. Clair Intellectual Prop. Consultants, Inc. v. Matsushita Elec. Indus. Co.	D. Del. 2009 U.S. Dist. LEXIS 49882	故意侵害の主張追加の修正申立てを認容
34	6 /17/09	Rosco, Inc. v. Mirror Lite Co.	E.D.N.Y. 2009 U.S. Dist. LEXIS 51033	陪審員を用いないトライアルによる侵害の認定。しかし、故意なし。
35	7 / 1 /09	V. Mane Fils, S.A. v. Int'l Flavors & Fragrances Inc.	D.N.J. 2009 U.S. Dist. LEXIS 56462	被告による弁護士への依拠の防御の主張の後、提訴後の被告と弁護士とのコミュニケーションの開示を強制する原告の申立てを棄却。
36	7 / 8 /09	Advanced Analogic Techs., Inc. v. Kinetic Techs., Inc.	N.D. Cal. 2009 U.S. Dist. LEXIS 57953	連邦民訴規則12(b)(6)に基づく故意侵害の主張却下の申立てを棄却。